



# 熊本県公報

第 1 2 0 8 4 号  
平成 24 年 2 月 7 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定…………… (会計課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… ( " ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 3

### 公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 4
- 玉名都市計画道路及び長洲都市計画道路の変更…………… (都市計画課) 4
- 長洲都市計画道路の変更…………… ( " ) 4
- 長洲都市計画下水道の変更…………… ( " ) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 5
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 5
- 裁決手続開始決定…………… (収用委員会) 5
- 第 2 回熊本県少年保護育成条例改正検討委員会の開催…………… (熊本県少年保護育成条例改正検討委員会) 6
- 第 2 回社会教育委員会議の開催…………… (社会教育課) 6
- 平成 2 3 年度第 2 回天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (天草地域健康医療推進協議会) 7

## 告 示

**熊本県告示第 1 3 1 号**  
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
 平成 2 4 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
武内医院 山鹿市鹿本町来民 6 9 3 番地	医療法人春水会	平成 2 4 年 2 月 1 日

**熊本県告示第 1 3 2 号**  
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
 平成 2 4 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
武内医院 山鹿市鹿本町来民 6 9 3 番地	医療法人春水会	平成 2 4 年 2 月 1 日

**熊本県告示第133号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年2月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
笑顔あふれるデイサービスのんびり家．石川 熊本市植木町石川473番地	株式会社さんらいと	平成24年2月1日

**熊本県告示134号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年2月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
笑顔あふれるデイサービスのんびり家．石川 熊本市植木町石川473番地	株式会社さんらいと	平成24年2月1日

**熊本県告示第135号**

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により売りさばき人を次のように指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年2月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日
宇土市浦田町51	宇土市職員互助会 会長 中村 武美	平成24年1月27日

**熊本県告示第136号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年2月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

**1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等**

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字渡乙字本野 2243番1地先から 同所 2243番1地先まで	55.1	活力基盤防災 (法面保護)

**2 供用を開始する期日 平成24年2月7日****熊本県告示第137号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年2月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字渡丙字馬場 200番46地先から 同所 200番46地先まで	17.8	単防災 (通) (法面 保護)

2 供用を開始する期日 平成24年2月7日

熊本県告示第138号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成24年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフサポートきらる 熊本市大江三丁目4番1号 ロイ ヤルハイツ熊本B-101	株式会社きらる	平成24年3月1日

熊本県告示第139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成24年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフサポートきらる 熊本市大江三丁目4番1号 ロイ ヤルハイツ熊本B-101	株式会社きらる	平成24年3月1日

公 告

熊本県公告第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町岩坂字塚ノ西3308番1の一部、同3309番の一部  
4,995.43平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡県宗像市自由ヶ丘十丁目3番2号  
赤星 洋雄

熊本県公告第56号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2181番1  
1,193.77平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市花立三丁目11番11号  
株式会社 日装建

**熊本県公告第57号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上六嘉字中郡2251番5  
201.33平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡嘉島町大字下六嘉3502番地1  
鋏取 英樹

**熊本県公告第58号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、玉名市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成24年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類  
玉名都市計画道路及び長洲都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
玉名都市計画道路3・4・14号長洲玉名線、玉名都市計画道路3・3・15号玉名バイパス線、長洲都市計画道路3・2・1号長洲玉名線（玉名市の部分に限る。）及び長洲都市計画3・3・11号玉名バイパス線の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部技術管理課、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所調査第二課、玉名市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成24年2月7日から平成24年2月21日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

**熊本県公告第59号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、長洲町の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成24年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類  
長洲都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
長洲都市計画道路3・2・1号長洲玉名線（長洲町の部分に限る。）の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部技術管理課、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所調査第二課、長洲町建設農政課
- 4 縦覧期間  
平成24年2月7日から平成24年2月21日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

**熊本県公告第60号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、玉名市及び長洲町の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成24年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類

- 長洲都市計画下水道  
2 都市計画の変更に係る土地の区域  
袋明公共下水道及び長洲公共下水道の排水区域  
3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部技術管理課、玉名市建設部都市計画課、玉名市袋明総合支所総務振興課、玉名市横島総合支所総務振興課、玉名市天水総合支所総務振興課及び長洲町建設農政課  
4 縦覧期間  
平成24年2月7日から平成24年2月21日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

**熊本県公告第61号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年8月31日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により上天草市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成24年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス松島店  
上天草市松島町合津7915番6
- 上天草市の意見の概要
  - 出入口の安全対策について  
国道、市道への出口には「止まれ」の路線表示を行い、車両による事故防止を図るとともに、特に合津方面への帰宅車両の右折については危険なため安全対策を講じること。
  - 夜間の対策について  
夜間において未成年等のたまり場とならないよう対策を講じること。  
また、今後は近隣へ住居等の立地が予想されることから、騒音に関する苦情が発生しないよう対策を講じること。
  - 排水処理について  
営業に伴う廃水や敷地内の雨水等、発生する水処理を適切に行い、周囲へ悪影響を与えないよう対策を講じること。
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び天草地域振興局総務部総務振興課  
平成24年2月7日から平成24年3月7日まで

**熊本県公告第62号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成24年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 築造者の住所 上益城郡御船町大字木倉623番地1
- 築造者の氏名 増永信行
- 道路の位置 上益城郡御船町大字木倉字五反田1206番2、1207番2及び水路の一部
- 道路の幅員 5.02メートル
- 道路の延長 34.50メートル
- 指定年月日 平成24年1月23日
- 指定番号 熊本県指令上益城景建第48号

**登載依頼****熊本県収用委員会公告第2号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成24年2月7日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

- 起業者の名称  
山都町
- 事業の種類  
山都町役場新庁舎建設及び駐車場整備事業

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積

(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地  
土地の所在 熊本県上益城郡山都町浜町字瀬貝

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
2 番 1	宅 地	宅 地	5 3 1 . 3 7	5 3 1 . 3 7	5 3 1 . 3 7
2 番 4	宅 地	宅 地	2 2 4 . 5 9	2 2 4 . 5 9	2 2 4 . 5 9

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地  
な し

4 土地所有者の氏名及び住所

渡邊 富久  
熊本県上益城郡山都町黒川520番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 土地の所在 熊本県上益城郡山都町浜町字瀬貝2番1

氏 名	住 所	権利の種類 (受付年月日・受付番号)
株式会社熊本ファミ リー銀行 代表取締役 林 謙治	熊本県熊本市水前寺六丁 目29番20号	根抵当権 (昭和15年6月 5日・第1404号)

(2) 土地の所在 熊本県上益城郡山都町浜町字瀬貝2番4

氏 名	住 所	権利の種類 (受付年月日・受付番号)
株式会社熊本ファミ リー銀行 代表取締役 林 謙治	熊本県熊本市水前寺六丁 目29番20号	根抵当権 (昭和15年6月 5日・第1404号)

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成24年1月25日

熊本県少年保護育成条例改正検討委員会公告第2号

熊本県少年保護育成条例改正検討委員会の会議を次のとおり開催する。

平成24年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開催日時

平成24年2月15日 (水)  
午後2時から午後4時まで

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室

3 議題

熊本県少年保護育成条例の改正検討について

4 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

5 傍聴者の定員

10人

6 問合せ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課青少年班  
(電話096-333-2294 (ダイヤルイン))

熊本県教育委員会公告第1号

熊本県社会教育委員会会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年1月31日

熊本県教育長 山本 隆生

1 開催日時

平成24年2月10日 (金)  
午前10時から正午まで

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県庁新館 2階AV会議室

3 議題

(1) 協議事項

・高齢者の学びについて

(2) その他

4 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

5 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県教育庁社会教育課総務・生涯学習係

(電話096-333-2697)

#### 天草地域保健医療推進協議会公告第2号

平成23年度第2回天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年2月7日

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時

平成24年2月14日(火)午後3時から

2 開催場所

天草地域振興局会議室棟1階 第1小会議室(熊本県天草市今釜新町3530)

3 議題

(1) 協議事項 救急病院の更新について

(2) 意見交換

(3) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議前日までに熊本県天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局に連絡し、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場に入室する。

(2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県天草市今釜新町3530

熊本県天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局

(熊本県天草保健所総務企画課内 電話0969-23-0172)